

特定施設一覧表（騒音・振動）

騒音に係る特定施設	振動に係る特定施設						
<p>1 金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ※ 条例では矯正プレスを除き、呼び加圧能力が 50t 以上のものに限る。 ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 30t 以上のものに限る。） ヘ セン断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト（タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 研磨機（栃木県生活環境の保全等に関する条例） オ 切断機（といしを用いるものに限る。）</p> <p>2 空気圧縮機（冷凍機を除く）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m³以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）</p> <p>6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ヘ かなな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>8 抄紙機</p> <p>9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>10 合成樹脂用射出成形機</p> <p>11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p> <p>12 <u>クーリングタワー</u>（原動機の定格出力が 0.75kW 以上のものに限る。）（栃木県生活環境の保全等に関する条例）</p>	<p>1 金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）（冷凍機を除く）</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）</p> <p>6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）</p> <p>7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）</p> <p>8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）</p> <p>9 合成樹脂用射出成形機</p> <p>10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>						
	<table border="1" data-bbox="831 1391 1406 1686"> <thead> <tr> <th colspan="2">根拠法令ごとの届出対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音規制法 振動規制法</td> <td>都市計画法に基づく市街化区域 (工業専用地域を除く)</td> </tr> <tr> <td>栃木県生活環境の保全等に関する条例</td> <td>都市計画法に基づく工業専用地域 及び市街化調整区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 下線の（1-ル）研磨機、（12）クーリングタワーは、騒音規制法・振動規制法の対象でないので、栃木県生活環境の保全等に関する条例が対象になる。</p>	根拠法令ごとの届出対象地域		騒音規制法 振動規制法	都市計画法に基づく市街化区域 (工業専用地域を除く)	栃木県生活環境の保全等に関する条例	都市計画法に基づく工業専用地域 及び市街化調整区域
根拠法令ごとの届出対象地域							
騒音規制法 振動規制法	都市計画法に基づく市街化区域 (工業専用地域を除く)						
栃木県生活環境の保全等に関する条例	都市計画法に基づく工業専用地域 及び市街化調整区域						

○ 規制基準 … 基準値は、工場等の敷地境界での値

・ 騒 音

時間の区分 区域の区分		昼 間 $\left\{ \begin{array}{l} \text{午前8時から} \\ \text{午後6時まで} \end{array} \right\}$	朝 $\left\{ \begin{array}{l} \text{午前6時から} \\ \text{午前8時まで} \end{array} \right\}$ 夕 $\left\{ \begin{array}{l} \text{午後6時から} \\ \text{午後10時まで} \end{array} \right\}$		夜 間 $\left\{ \begin{array}{l} \text{午後10時から} \\ \text{翌日の} \\ \text{午前6時まで} \end{array} \right\}$
			第 1 種 区 域	第 2 種 区 域	
第 1 種 区 域		50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル	
第 2 種 区 域		55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	
第 3 種 区 域		65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	
第 4 種 区 域		70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	
に 環 境 の 保 全 等 に 関 する 条 例 栃 木 県 生 活 環 境 保 全 条 例	工業専用地域	75 デシベル	70 デシベル	60 デシベル	
	その他の地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	

- ・ 第1種区域 … 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域
- ・ 第2種区域 … 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域
- ・ 第3種区域 … 近隣商業地域・商業地域・準工業地域
- ・ 第4種区域 … 工業地域
- ・ その他の地域 … 騒音規制法第3条に基づく指定区域以外の地域（工業専用地域を除く）

ただし、第2（夜間を除く）、第3、第4種区域、その他の地域内の次の施設の敷地の周囲おおむね 50mの区域内の規制基準は、各欄の値から5デシベル減じた値とする。

→ 学校、保育所、病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム

・ 振 動

時間の区分 区域の区分		昼 間 $\left\{ \begin{array}{l} \text{午前8時から} \\ \text{午後8時まで} \end{array} \right\}$	夜 間 $\left\{ \begin{array}{l} \text{午後8時から} \\ \text{翌日の} \\ \text{午前8時まで} \end{array} \right\}$
第 1 種 区 域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域	A	65 デシベル	60 デシベル
	B	70 デシベル	65 デシベル
その他の地域（栃木県生活環境の保全等に関する条例）		65 デシベル	60 デシベル

- ・ 第1種区域 … 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・
第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域
- ・ 第2種区域（A） … 近隣商業地域・商業地域・準工業地域
- ・ 第2種区域（B） … 工業地域
- ・ その他の地域 … 振動規制法第3条に基づく指定区域以外の地域（工業専用地域を除く）

※ 工業専用地域に所在する工場等から、その他の区域に排出される振動に係る許容限度は、工業専用地域に接する区域の当該規制基準値とする。（栃木県生活環境の保全等に関する条例）

ただし、次の施設の敷地の周囲おおむね 50mの区域内の規制基準は、各欄の値から5デシベル減じた値とする。

→ 学校、保育所、病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム

○ 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (等価騒音レベル L_{Aeq})		都市計画法第8条に定める用途地域	
	昼間 { 午前6時から 午後10時まで }	夜間 { 午後10時から 翌日の 午前6時まで }		
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 	
A地域のうち	2車線以上の道路に面する地域	60 デシベル以下		55 デシベル以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下		65 デシベル以下
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 	
B地域のうち	2車線以上の道路に面する地域	65 デシベル以下		60 デシベル以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下		65 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・用途地域の定めのない地域 	
C地域のうち	道路に面する地域	65 デシベル以下		60 デシベル以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下		65 デシベル以下

- ・ 工業専用地域には、環境基準の当てはめを行っていない。
- ・ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※ 本環境基準は、鉄道騒音、航空機騒音及び建設作業騒音には適用しない。